

委員会提出議案第 4 号

議会委員会条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 17 日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法
律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本町の議会委員会条例についてもオン
ライン化に対応すべくこの条例案を提出するものです。

議会委員会条例の一部を改正する条例

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p><u>2 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>[新設]</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 [新設]</p> <p><u>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。</u></p> <p>3 <u>特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p>

[削る]

3から5まで (略)

(秘密会)

第18条 委員会(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5から7まで (略)

(秘密会)

第18条 委員会_____は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 (略)

[新設]

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で_____意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第28条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第28条 (略)

2 (略)

[新設]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。